

## 市全体財務書類に係る注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。ただし、昭和59年度以前に取得のインフラ資産（道路）の土地は備忘価額1円としています。

また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととしています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。

出資金のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額としています。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ア 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。

##### イ 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、耐用年数については総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき設定しています。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ア 徴収不能引当金

貸付金、長期延滞債権、未収金の徴収不能又は回収不能に備えるため、徴収不能見込額または回収不能見込額を計上しています。

##### イ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間（12月から3月までの4か月分）の割合を乗じた額を計上しています。

#### ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、在籍する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

#### エ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失保証債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

### (5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

### (6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

#### ア 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

ただし、上水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については税抜方式によっています。

#### イ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ただし、市が重要と判断したものについては金額に関わらず資産計上しています。

#### ウ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、または、固定資産の取得価額等の概ね10%以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2 追加情報

### (1) 対象範囲（対象とする会計名）

| 団体(会計)名     | 区分     | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|-------------|--------|-------|--------|
| 国民健康保険特別会計  | 特別会計   | 全部連結  | -      |
| 介護保険特別会計    | 特別会計   | 全部連結  | -      |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計   | 全部連結  | -      |
| 上水道事業特別会計   | 公営企業会計 | 全部連結  | -      |

|             |        |      |   |
|-------------|--------|------|---|
| 公共下水道事業特別会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |
|-------------|--------|------|---|

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等と終了した後の係数をもって会計年度末の計算としています。

また、企業会計方式を採用している上水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計では、出納整理期間がなく、3月末日現在で未収金、未払金等を計上しています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| -      | -        | 8.7%    | 72.0%  |

(5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当ありません。

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

|       |             |
|-------|-------------|
| 繰越明許費 | 3,009,578千円 |
| 継続費   | 339,441千円   |

(7) 過年度修正等に関する事項

該当ありません。

(8) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

(9) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

2,836,145千円

(10) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

|   |   |              |
|---|---|--------------|
| ア | 一般会計等に係る地方債の現在高                           | 40,787,646千円 |
| イ | 債務負担行為に基づく支出予定額                           | 2,434,777千円  |
| ウ | 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 | 17,384,858千円 |
| エ | 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額                    | 1,183,319千円  |
| オ | 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額                    | 2,135,516千円  |
| カ | 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額                   | 21,849千円     |
| キ | 連結実質赤字額                                   | 0千円          |
| ク | 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額                  | 0千円          |
| ケ | 地方債の償還額等に充当可能な基金                          | 3,822,666千円  |
| コ | 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入                       | 10,065,968千円 |
| サ | 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額    | 32,354,458千円 |

(1 1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態で保有されます。また、余剰分（不足分）とは、消費可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されます。

(1 2) 基礎的財政収支

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 業務活動収支（支払利息支出を除く）   | 6,255,869千円  |
| 投資活動収支（基金積立及び取崩を除く） | △3,183,211千円 |
| 基礎的財政収支             | 3,072,658千円  |

(1 3) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

|                |              |
|----------------|--------------|
| 資金収支計算書の業務活動収支 | 5,641,041千円  |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | △2,117,915千円 |
| 差額             | 7,758,956千円  |

（差額の内訳）

|             |               |
|-------------|---------------|
| 減価償却費       | 9,486,857千円   |
| 徴収不能引当金の増減額 | 38,880千円      |
| 賞与等引当金の増減額  | 41,925千円      |
| 未収金等の増減額    | △22,092,704千円 |
| 未払金等の増減額    | 21,759,727千円  |
| 除売却益        | 23,808千円      |
| 不能欠損額等      | 8,689千円       |

投資活動収入の国県等補助金収入 △1,508,226千円

(14) 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金を増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は6,120,000千円です。

(15) 重要な非資金取引

損失補償引当金21,849千円は、小口・特別小口資金に係るものです。